

## 調停をオンライン会議の方法による場合の運用規則

(趣旨)

第1条 この運用規則は、ハラスメントADRセンター業務規程(以下「センター業務規程」という。)第3条第8項の規定に基づき、オンライン調停の方法による調停手続の運用に関し必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この運用規則において使用する用語は、特に定めがある場合を除き、センター業務規程において使用する用語の例による。

(オンライン調停の方式)

第3条 オンライン調停は、ZOOM ビデオコミュニケーションズが提供するオンライン会議システム「ZOOM」を利用して実施する。

(オンライン調停を行う場所)

第4条 オンライン調停により調停手続に出席する調停当事者は、会議室等第三者が入りできない閉鎖された空間である場所で ZOOM を利用するものとし、事前に場所をセンターに書面又はメールにより届け出るものとする。

(オンライン調停の準備等)

第5条 オンライン調停により調停手続に出席する調停当事者は、第7条の禁止事項を行わない旨の誓約書を提出するものとする。

(オンライン調停の開催前の確認)

第6条 調停人は、オンライン調停の開催前にWeb上のカメラにより調停手続に参加することができる者以外の者が参加していないことを確認する。

(オンライン調停の禁止事項)

第7条 オンライン調停により調停手続に出席する調停当事者は、以下の行為を行ってはならない。

- 1 オンライン調停を録音・録画すること及びオンライン調停の画面を撮影すること(画面のスクリーンショットを含む。)
- 2 オンライン調停の出席場所と異なる場所やインターネット上にオンライン調停の映像を配信するなど、調停当事者及び代理人以外の第三者がオンライン調停を閲覧できるようにすること
- 3 調停人の許可を得ることなく、調停当事者及びその代理人以外の第三者を傍聴させること
- 4 事前に届け出た場所とは異なる場所からオンライン調停に出席すること

(オンライン調停に参加できない場合の対応)

第8条 画面の表示不良や音声途絶により、ビデオ通話機能が使用できなくなった場合には、速やかに電話会議に切り替えるものとする。

(改正)

第9条 この規則の改正については、センター長の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条の認証の取得した日から施行する。